

内部統制ガイドラインについて

「内部統制ガイドライン」(案)のフレーム(Ⅲ) (再掲)

Ⅲ 内部統制体制の整備

1 全庁的な体制の整備 2 内部統制のPDCAサイクル

内部統制推進部局

各部局

方針の策定・公表

- 主要リスクを基に団体における取組の方針を設定
- 全庁的な体制や作業のよりどころとなる決まりを決定し、文書化
- 議会や住民等に対する説明責任として公表

全庁的な体制の整備

- 会議体の設置、研修の実施

統制環境

Plan

- 年度ごとのサイクルにおける取組内容の検討、決定
- リスクの把握のための作業依頼
- リスクの評価のための作業依頼
- リスク対応策の検討のための作業依頼

リスクの
評価と対応

Plan

- リスクの把握のための作業
- リスクの評価のための作業
- リスク対応策の検討のための作業

Do

- リスク把握、評価、対応策のとりまとめ
- 各部局による自己点検、リスク対応策改善の作業依頼

統制活動

Do

- リスク対応策の実行

Check

- 各部局のリスク対応状況をとりとまとめ、検証
- 独立的評価の実施
- 改善点の検討、指摘

モニタリング

Check

- 自己点検をして、事前に整備したリスク対応策の適切性を検証し、更なる対応策の改善案を検討

Action

- リスク対応状況のとりまとめ結果、独立的評価を受けて、次年度のサイクルにおける取組を検討
- 監査委員からの指摘についても取組に反映

Action

- リスク対応策の改善案の実施

「内部統制ガイドライン」(案)のフレームⅣ①

Ⅳ 長による内部統制の評価及び報告

内部統制に関する方針及び内部統制体制の整備状況について評価を行う。

(論点①) 全庁的な内部統制の評価のあり方

- 全庁的な内部統制の評価に関しては、内部統制推進部局が、内部統制に関する方針及び内部統制体制の整備状況について、特に体制が整っているかという観点から、6つの基本的要素ごとに評価項目例(P4)に沿って評価を行うことが考えられるか。

(①統制環境(内部統制に関する方針・全庁的な体制整備)、②リスクの評価と対応(PDCAサイクルのP)、③統制活動(PDCAサイクルのD)、④情報と伝達、⑤モニタリング(PDCAサイクルのC)、⑥ITへの対応)

(論点②) 業務プロセスレベルの評価のあり方

- 業務プロセスレベルの評価に関しては、内部統制推進部局が、各部局における個別のリスクに係る内部統制のPDCAサイクルが適切に回っているか、対応策が適切なものとなっているかといった観点から評価を行うことが考えられるか。
- 評価範囲の設定方法としては、個別のリスクを各部局からサンプリングすることが考えられるか。あるいは、対応すべきリスクの優先順位などを踏まえながら、数年でのローテーションを組むことが考えられるか。
- 業務プロセスレベルの評価を行う過程を、単なる書類の確認ではなく、内部統制の意義を各部局の職員に浸透させ、取組の水準を向上させる機会と捉えることが重要か。

「内部統制ガイドライン」(案)のフレームⅣ②

(論点③) 評価意見として何をどの程度詳細に記載するか。有効性の基準についてどう考えるか。

- 内部統制評価報告書は長が住民や議会に対する説明責任を果たすためのものであり、その作成に当たっては、長の意識を向上させ、内部統制の取組を形骸化させず定着させることにつながることを期待される。

したがって、有効性の基準を設けて当該基準に基づき「有効であるか否か」という抽象的な二者択一の評価をするのではなく、全庁的な内部統制の評価及び業務プロセスレベルの評価についてどのような評価を行ったか、内部統制の取組状況についてどのような改善点が考えられるかなどを具体的に記述する形で内部統制評価報告書に記載すべきと考えられるか。

(独立的評価に関する論点) 独立的評価の評価体制をどのように整備するか。

- 独立的評価は、モニタリング (PDCAサイクルのC) の一環として、組織運営上の観点から、日常的なモニタリングでは発見できないような全庁的に改善すべき点をチェックするものである。

民間企業における内部統制においては主として内部監査部門が独立的評価を行うことが想定されているが、地方公共団体においては内部統制推進部局が独立的評価を行うことが考えられるか。

全庁的な内部統制の評価項目例①

①統制環境	
Q101	長は、内部統制に関する方針等を適切に設定していますか。
Q102	内部統制体制を適切に整備・運用するため、適切な組織構造を構築していますか。
Q103	内部統制に関する方針及び内部統制体制について、適切な運用を図ることができる仕組みとなっていますか。
Q104	長は、管理職・職員等に対して、責任に見合った限度で権限を委譲していますか。
②リスクの評価と対応	
Q201	当該団体を取り巻くリスクについて、把握・評価を適切に行う仕組みがありますか。
Q202	評価されたリスクについて、適切な対応を行う仕組みがありますか。
Q203	社会情勢の変化や組織の変更等の要因を踏まえ、リスクの再評価を適切に行う仕組みがありますか。
③統制活動	
Q301	現場の業務において、担当者の職務の分掌及び権限・職責の分担等を適切に図るための方針を定めていますか。
Q302	リスクに対処して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針と手続きを定めていますか。
Q303	上記の取組（Q301, Q302）について、その実施状況を踏まえ、必要な改善を行う仕組みがありますか。
④情報と伝達	
Q401	長の方針や指示が、全ての職員に適切に伝達される体制が整備されていますか。
Q402	内部統制に関わる重要な情報（整備した統制の不備やリスクに関するもの等）は、長及び適切な管理職に伝達される体制が整備されていますか。
Q403	職員が匿名で不適切な業務の実態や役職員の行為等を長に通報する仕組みなど、通常の報告経路から独立した伝達経路が利用できるように設定されていますか。
Q404	住民・関係団体・国の機関・その他の外部者からもたらされた情報に対し、内容に応じ長や管理職に適切に伝達するための仕組みがありますか。
Q405	決算処理や契約など、会計及び財務に関する情報について、関連する業務プロセスから適切に情報システムに伝達され、権限ある者が適切に利用可能となるような体制が整備されていますか。

全庁的な内部統制の評価項目例②

⑤モニタリング	
Q501	モニタリング（内部統制体制の整備・運用状況を、業務内又は上司、あるいは独立部署によってチェックすること）が、組織の業務活動に適切に組み込まれていますか。
Q502	モニタリングによって得られた内部統制の不備に関する情報は、当該実施過程に係る上位の管理職並びに当該実施過程及び関連する内部統制を管理し是正措置を実施すべき地位にある者に適切に報告されていますか。
Q503	長はモニタリングの結果を適時に受領し、適切な検討を行っていますか。
⑥ITへの対応	
Q601	長を補佐する立場として、最高情報責任者（CIO）を設置していますか。
Q602	長等は、IT環境を踏まえ、ITに関する適切な戦略、計画等を定めていますか。
Q603	長等は、組織のIT利用状況や外部委託等の状況を適切に理解していますか。
Q604	IT利用に伴うリスク（アクセス管理、システムの保守・維持の方針及び手続の整備、システムダウンの際の対応策等）について、評価・分析を行い、適切な対応策を定めていますか。
⑦その他	
Q701	業務の有効性及び効率性を図るために、行政評価（事務事業評価・施策評価）のシステムを導入していますか。
Q702	行政評価の結果について、長に適切に報告するとともに、広く公表していますか。
Q703	行政評価の結果を踏まえて、翌年度の業務執行や予算編成に反映していますか。
Q704	行政評価について、業務プロセスレベルにおけるリスクの把握・分析・評価を行う視点が設けられていますか。
Q705	業務上のコンプライアンス違反等に対して、適切に対処する方針及び手続きを定めていますか。
Q706	普段、法令及び規程等を遵守することの重要性について、長や職員の注意を喚起する方策又は仕組みがありますか。

「内部統制ガイドライン」(案)のフレームV

V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

長による評価範囲の設定、評価手続及び評価結果等に不備がないかといった観点から審査を行う。併せて、財務監査等その他の監査において確認された内部統制上の不備の扱いを記載する。

(論点①)実務上どのような審査を行うか。

- 内部統制のPDCAサイクルが適切に回っているかどうかを第三者的視点より監視する観点から、内部統制評価報告書の記述内容に偽りがいないか、また、長が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果等に不備がないかについて、必要に応じて長による評価の根拠となった書類を確認し、ヒアリングを行うべきか。

(論点②)審査意見として何をどの程度記載するか。審査結果としての適正性の基準についてどう考えるか。

- 内部統制評価報告書は住民や議会に対する説明責任を果たすためのものであることから、審査基準を設けて当該基準に基づき「適正であるか否か」という抽象的な二者択一の審査をするのではなく、審査内容について具体的に記述する形で意見を付すことが考えられるか。
- その際、財務監査等その他の監査において把握した内部統制上の不備についても意見を付すことが考えられるか。

なお、期中に財務監査等その他の監査において把握した内部統制上の不備については、把握した時点で早期に改善を促し、期末時点で改善がされていなければ審査意見として付すことが考えられるか。